

国家戦略特区WGヒアリング提出資料

厚生労働省

平成30年2月28日

旅館業の定義

旅館業法（昭和23年法律第138号）において、旅館業とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であることとされ、「宿泊」とは「寝具を使用して施設（旅館・ホテル等）を利用すること」とされている。

○旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）（抄）

※ 同法は平成29年12月15日に改正され、改正部分は平成30年6月15日に施行予定。

第2条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊させる場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を受け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。¹

旅館業の営業の許可

○旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）（抄）

※ 同法は平成29年12月15日に改正され、改正部分は平成30年6月15日に施行予定。

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第4項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一～八 （略）

3～6 （略）

旅館業の施設の構造設備基準

○旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）（抄）

※同施行令は平成30年1月31日に改正され、改正部分は同年6月15日に施行予定。

第1条 旅館業法（以下「法」という。）第3条第2項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一～二 （略）

三 適当な換気、**採光**、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

四～七 （略）

八 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 法第3条第2項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一～二 （略）

三 適当な換気、**採光**、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

四～六 （略）

八 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

3 法第3条第2項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 適当な換気、**採光**、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

二～四 （略）

五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

窓に関する基準

○旅館業における衛生等管理要領（通知）

I 総則（略）

II 施設設備

第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準 （客室）

11 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1)～(2)（略）

(3) 客室の前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室は、地階に設けてはならないこと。

また、窓のない客室は、設けないこと。

第2 簡易宿所営業の施設設備の基準

1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1)～(5)（略）

(6) その他「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の11（客室）の（2）及び（3）に準じて設けること。

第3 下宿営業の施設設備の基準

1 客室は、次の要件を満たす構造設備のものであること。

(1)（略）

(2) その他、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の11（客室）の（2）及び（3）に準じて設けること。